





北邊探事卷一

臣 大槻茂質謹撰

魯西亞ハ北邊の大國アリテ其本國ヲ歐還巴洲
の一大洲アリ小東ヨ在るの地アリ甚都府域「ムス
クワ」ト稱モ西洋諸國汎くあれと沒斯箇未^{ヨヒ}ア
呼ヒムカレ亦總別の名モキ今全洲の名ヒ「魯
西亞」アリシテ彼も自ら称シテ「オロシイア」アリシヒ
往時洋船ハ土産の皮革と裁 邪ニ齋^{モタラ}一未^{ヨヒ}世
ユウホト^{ハヨク}モスコビヤトシテ俄人多
くハこれたゞユ華品の名アリシヒモニ地名

多様と妙き形を有りて、又世彼の英
主伯多羅^{ペトロ}より王位を嗣ぎ、御く帝位^{即く}
以年^{スル}大國地と聞くこと極めて度々西ハ「波羅^{ボロ}
画蘇^{スル}亦齊亞^{アラビア}共エ政遷巴^{スル}の諸州を奪い別^{スル}新都
を建て「ペトルブルカ」^{スル}之南ハ都兒格國^{トルク}を破
リ小鞬靼^{オドシ}の地と階^{スル}東ハ「大鞬靼^{オドシ}」の諸國と併せ
沙漢^{アラビア}を西方渤海^{オホシマ}傍シて我東^{アシタカ}夷の東
北^{カムシカツト}彼ハ「カミシヤーツカ」と正白
里^リの事^テ甚^ニ窮上常矩^ス馬夫双紙曰布那室^ス
サ年^{スル}發未^{スル}被^{スル}人口ウフル^{スル}少^ニ初^テウセ^スと
ス^ス年^{スル}トキ^スちんを^{スル}少^ニ後^{スル}セ^ス「スル」^{スル}五
季保^{スル}生^{スル}少^ニ多^ニ生^{スル}少^ニ後^{スル}セ^ス

續き我クナジリ島まで計十一島河ふ大小の島
島の内第十八島^{スル}の島もと押候^{スル}と
以^ス此これを「コレイツカ」名^ス長^{スル}「ワシラ^ス」
と^スアヤ^{スル}双代^{スル}「ハウルツ^フ」^{スル}「エトロ^フ」^{スル}の隣
島^{スル}うちを以て即^{スル}我毛ハ彼ノ係^{スル}所^スの
諸島^{スル}切近隣境^{スル}をみせりと^ス「カミシヤーツカ」^{スル}
と^ス本^{スル}「カミシヤーツカ」^{スル}「カミシヤーツカ」^{スル}
経^{スル}「オホ^ス」^カ「北^ス」^カ「南^ス」^カと^スの
右の諸島と漸く懷^{スル}に^ス我主伴^{スル}のまゝ^{スル}以^ス
前^{スル}永^ニの^{スル}をや^ス「スル」^{スル}享保年^{スル}
松^{スル}地方の人々^{スル}方^{スル}能^{スル}聞^{スル}事^{スル}五^{スル}

と見て赤人或を志陥夷^{シテシマヒ}と云ひて、あれと見
やふをうされハ彼人統羅^{シラス}。程^{シテ}御^ミモ^シテ^シ
者^{シテ}シテ^{シテ}と見て多種^{シテ}の老翁^{シテ}と見つま
るみどりよ赤人と称せ^{シテ}。思^{シテ}前^{シテ}此^{シテ}船^{シテ}船^{シテ}
夫^{シテ}を^{シテ}進^{シテ}事^{シテ}。事^{シテ}シテ^{シテ}も後^{シテ}オロシアと
ソシ地名^{シテ}と云ふ人^{シテ}と云ふと^{シテ}思^{シテ}也^{シテ}。世^{シテ}不^{シテ}服^{シテ}
東地^{シテ}オロシア人^{シテ}通^{シテ}往^{シテ}。河^{シテ}と^{シテ}切^{シテ}すと
ちう^{シテ}と^{シテ}是^{シテ}も^{シテ}オロシアと^{シテ}名^{シテ}と^{シテ}呼^{シテ}すと
シハ出^{シテ}の^{シテ}天^{シテ}の初^{シテ}始^{シテ}と^{シテ}也^{シテ}。但^{シテ}昔^{シテ}う
せ^{シテ}スユビヤ^{シテ}と^{シテ}は^{シテ}の^{シテ}船^{シテ}と^{シテ}称^{シテ}。名^{シテ}と^{シテ}知^{シテ}

リ是^{シテ}ふと「オロシヤ」と^{シテ}全く同地^{シテ}あらざ^{シテ}ハ
さう^{シテ}赤く^{シテ}ざる者^{シテ}多く明和^{シテ}某の年^ムスユビヤの
船^{シテ}ベニコロ^{シテ}と^{シテ}船^{シテ}多^シ而^{シテ}河^{シテ}波^{シテ}の^{シテ}風^{シテ}漂^{シテ}
ちう^{シテ}と^{シテ}風^{シテ}波^{シテ}のみ^{シテ}矣^{シテ}。こ^{シテ}を^{シテ}り^{シテ}の^{シテ}故^{シテ}
號^{シテ}が^{シテ}あく^{シテ}號^{シテ}と^{シテ}云ふ^{シテ}也^{シテ}。又^{シテ}上^{シテ}の^{シテ}物^{シテ}改^{シテ}
に^{シテ}手^{シテ}の^{シテ}オロシア^{シテ}の^{シテ}人^{シテ}。住^{シテ}船^{シテ}以^{シテ}て我^{シテ}行^{シテ}
努^{シテ}の^{シテ}自^{シテ}の^{シテ}舟^{シテ}ある漂^{シテ}あ^{シテ}支^{シテ}等^{シテ}と^{シテ}渡^{シテ}し
來^{シテ}り^{シテ}被^{シテ}館^{シテ}内^{シテ}「オホーツカ」^{シテ}と^{シテ}云^{シテ}港^{シテ}。船^{シテ}は^{シテ}在^{シテ}
て先^{シテ}船^{シテ}前^{シテ}一向^{シテ}帆^{シテ}飛^{シテ}け^{シテ}風^{シテ}吹^{シテ}く^{シテ}く^{シテ}
拂^{シテ}天^{シテ}子^モ。且^{シテ}一^{シテ}地^{シテ}は^{シテ}船^{シテ}と^{シテ}う^{シテ}く^{シテ}と^{シテ}す^{シテ}有^{シテ}

コハニテアサヒテ化スアリ
おもひ使ひ人出ルト
礼手本日中漂人護送事ニ被玉帝より此印因
縛ぬと候め且立之の名を書キタキテ
ヨモセシテ載せ事ナリ一は松前君のとすく
ヨレ所アシテ越くシルコトツツクハキヨウ
テシテ注シテモテシテ度高居キアラヒ廳ウ評
儀アラシテ聖朝のヤリ石川村上の方々と括
句ノれ彼若カトミ館と經行前まで石すセシル
至モリカ取アリモシテあ差ニシ書附シ信牌
トト持ケテ還て故ひ漂人等をハヌムラセ旅

ひたゞれされ彼玉人等御情化モ我物化ス入り
ト始ム先チ又テハ天正ニ年甲寅十二月十三日付
ノハシのちわとひかねモ六ハ紀アラヒ米穀立江
戸運送の如ニキ如ヘテ移付トシラチヨ漂流ノ御オ
ロシヤの所名アミシヤーツカ」とシテ原志トシタシ
被ふテ「カミシヤーツカ」の漢に連シ注シテ君里の陸化ニ連テ「イル
コーツカ」とテ布エシテ是地ニ移年序尚一あリ
ロイキトシ人ノ扱ひにて化トサムチ、ト哉ト王都ヘペトルブル
カニユ登リ内玉の御使ひ再ヒ「コーツカ」ヘサキありし因
の者エト内玉が御用ハ内氣子テ此地ニ道す小市商販と付シ都
令ミクヨテヨリ十三年四月セシムをゆきあれ
リの世ヨタキノム

寛政又年癸丑六月廿二日オロシア人於山人松
前ノ内室舎く汝等向う海ノ岬穴ノ裏を回

廿五。松前渡到家一夕山中暇歩ひる儀
外もあわまゝ石川お望村上大学や波々書
稿を通

はゝひ傍すとらぬの書翰一つハ核文字よりて
我玉の人もさむれぬか。一ツミ我玉の假名文に
似てるとくとも之を語画。うれしく多く文
字いはく。こゝり難き。どうも一つの失意を生
せんもす。怪し風にとほく。ひきよ及ひ
うつみゆき。あたふけむ。まくで海
老。『まほろま。字のふハシ』
うふとづくふ。すすきう

施

玄相源信碑寫

七月十六日於新嘉の前松平城中居す
尾伊努。ニシテ波

ね説。や國の終一報。モ序。いづるための志

爾等論をひねと承諾。長崎へいたん。うち折
切。丹の教。

我國のち極ち。をゆかず。思。書籍。と持。手
五年。うち。必。官。せ。ら。は。あ。と。の。り。ん。ち。の。ち。く。怡
遂して長崎へいた。ま。ふ。の。よ。細。と。告。訴。ま。る。

を研究して上度ともゆき度きを利さん
うは一歩さむたふてとあから

石川お堅
村上大學
三列

此度

政府の指揮を奉りて

候ふ

あんらくすまん
やれいろふらふ

寛政元年六月廿七日

朱御印

信牌字

御印

回形

光を支等松前より瀬戸へ引送し所と後難を構ひ
底にきほんの内小督く持もれらふ日枝八月
始との門庭へ至るて彼の申状義理と定せ
一ト又佐賀桂川氏は令ちられて解よ被ち俗
の申さずくしめられ北撰聞略とやうん教養の
書綴とよづれと申す後光を支残まへ少定
初納りて田安のをあ兵種湯口格もあよ
主は序と油うへ足約流とありてラロシヤ取
うち外西野本部不虞の足約河トトモも
終の邊へをすほと余せられ自らオロシヤ取入

はのよりひくへおとせまぬふそれからくの
半為て作成されたりる

光文院御稿の年（十三年）四月文化元年
甲子九月六日オロシヤ船長等の渡り來り
先を乞ね前了於してお詫び致し信牌お糸被玉
玉の使節レサウトといふものよ書き並
致貢の所を西日本年仙臺より被居島源志
者内の内津を支候またお幸仰とり者に
人を護送すれど

阿堂花道詞古和解書上呈

今日防衛地御候く碇と合オロシヤ船長王は若ミ
役人きこのつと船政^{ブルラ}ゼンするヤヒ^セ超
なうモヤヒ

一オロシヤ船政唐數一年ハリ三年八月十一日
ニ支年六月六日不當船仕テ一子マルカヒ内コツペ
ニハ一ガカナリア修善ヨ南アメリカ海内ア
ラシリニア國まう南海を周り唐數よハリ四年
九月三日^{高ニセ}カムシカツテカ^モ二月九日
十九日八月四日^{ホル}船仕今タミテ三十日^モ海
上多列系^モ有^ス候

在支那之外の尚ほ地洋車を御乗リ往く

一今般似合は役人近習仕事従事オロシヤ 國王公
江府呈書並内事行所つる在官書折紙の候事
左古御沖臣出役内檢従玉事物ツ私少ひ文左
書ミ江府表へ仕事ノ者折紙呈上仕官書を附す
行ふ一此より私と仕合と詰ニ何が他より方一空附
厚御仕附中出儀ミ在官書も大意あ等り度年
於極美地信牌を絵多びれ下といたのう故以供左
梅姫貢江府折礼も勤似度

内當主一自國より信使と往ひて更に御行を

久終ニ筋多見

一在船客總人數八十人内八折多人数オロシヤ
人日本人四人外ニ余總多者多居右四人
之成十二ヶ年以來オロシヤ國へ漂流仕分尚
意遂廢ナシ

在支那オロシヤ船首長ニ若者ナシ作

阿童院かひ多ん 頭んづれきツツム

右多缺かも免而ノテラニ付和解仕替ナシ以

上

通詞目付

三島半助

通詞

加福安以師
石移助昌
中山佐之師
名村角吉師
今村金三侍
布木庄兵
松山猪之馬
今村曾多
高橋為八師

九月七日 同 同 同 同 同 同 同

別紙

六ヶ条署之玉玉書稿大意是れへあ
左多玉主ハ指書稿ハある事本ハ修才口シヤ
形似シテ了若シテのトコトヤ内閣ハ近初解ハ矣ト

中修才

五九月八日

大小通詞

恭教

魯西亞國王書簡和解軍

大日本國王ハ殿ハ御ハ國王ハ之ハ委任書
又哉委任書ハ

貴國

二代ニ畿内安附代防繁常と詔を従雙付次ニ
祖國ヲ守護シテ一トヨリ國主。而ニ之形ニ第一ニ
如玉カノアリホトオニ二トヨリ此ニ代ヨリ我國
を張業トキ未向多羅王。フラン王。エゲレス王。イ
タリヤ王。イスハニヤ王。ドイツ王。外國之戰爭
五兵。ソノ陽子秋玉の計ひ。ソシ而キ。未辭め諸邦
王威。其政退已於後。至年。又及一紀。丁
貴國之後。モ邦ナハ懸鴻。ナヒ。ソモ原西之地
方。不。モ。ナ。是。モ。修。ミ。通。ツ。以。威。多。難。ソ。ナ。五。句。好。モ
後。モ。格。列。ト。信。成。ト。修。ル。ア。好。行。宣。モ。改。修。リ。苦。事。ト

乙

貴國門仁法。ニ。綱。ノ。如。玉。カ。有。リ。ソ。俄。萬。取。初。仕
五。久。之。年。而。之。年。

貴國之。形。範。凡。ニ。重。御。之。源。流。傳。存。多。之。貴。國。
今。海。船。以。大。充。於。二。ヶ。年。蒙。自。玉。ノ。形。ト。仕。出。一
在。海。不。空。之。役。方。ノ。若。格。列。ト。信。成。ト。修。ル。ア。好。行。宣。モ。改。修。リ
作。手。ミ。上。被。而。モ。形。再。レ。

貴國工。守。海。ヨ。ホ。ウ。ミ。ハ。モ。修。ミ。傳。ミ。則。則。仕。牌。ト
ト。修。ミ。或。修。ミ。傳。ミ。仕。修。ミ。傳。修。ミ。在。海。修。ミ。而。メ
今。假。使。名。江。府。而。就。カ。往。年。

貴國うち義徳後トシマサ文易マニエイ後とも御多幸

依て

大昇年四王勝下され相と互致シテシテするも之ヲ柄と
握スル我の筋ハシにかわしる處名ふ店玉こうらのき
さのつこより者全處所ツカツカ

貴國の門修法ムダウガフの効案エフエイ内ナリ何卒ハナシマス日本法ヒンカンガフとアリテ
リ交シテ更改作カタハシタク先年承取シテ候マサニ種ヒメ而ハシマツ源流スルせ

貴國今接育付スルは言連廢スル積年

序當國を慕ミムひ伝承ツヅキと改ハシマツひ及シテ著スル參スル改ハシマツ一書

を呈スル向ハシマツは傳スル不スル用スル助スル不スル改ハシマツ作

前件マサニ洋牙宣マサニ砂石公額通マサニ交易マサニ遂マサニある
ミハ我屬玉マサニ肉マサニカラヤツマサニ北マサニアメリカアレウテキユス
カムシカツマサニテマサニ内マサニアメリカノ間マサニシユレンスマサニカムシカツマサニテマサニ是マサニホミ得
浮マサニ系マサニ浮マサニセマサニ船マサニ後マサニ主マサニ船マサニ小マサニかまくろんマサニ主マサニ教
門マサニ事マサニよマサニ任マサニセマサニ海マサニは外マサニ地マサニ内マサニ修程マサニ牙
浮マサニ任マサニセマサニ主マサニ義文マサニ句段

貴國之人多玉内マサニ行玉マサニ浦マサニ漂處マサニといマサニとマサニ所マサニ云マサニ玉マサニ入マサニ陣マサニ扶助マサニ之マサニ底マサニ氣マサニ津マサニ浦マサニ主マサニす
てマサニ令マサニトマサニ行マサニ主マサニ之マサニ人マサニ

門マサニ當國マサニ何マサニ主マサニ使マサニ連居マサニ主マサニ不スル又商法マサニ分マサニ主マサニ之マサニ氣

之處則似是者「」。或「」。或「」のつと。見よや會
おどる。

貴國方舟ニテシテ方ニテ半ノ洋舟ニテシテ有候。有候
即沙汰ノ威トシテ。或候。

謹貢

一時計仕込ハ象牙也。或

一大塊

一獵虎皮

一象牙細工

一象牙大小毛々

右之微戒之毛々也。自余之產物。假せ貢上仕川。所
照例也。下也。此等ハ飲食之物。不外玉產も
奇不遇可佩。其後莫如。

王府ペートルベルクに於て即位してより。年
六月三十日

オロシヤ四王。御之記さん。大承判

國老。おろんぞぬ

右之小物。や玉王。大梅。書翰。之。未。有。有。未。有。
仕。候。候。未。有。未。有。未。有。未。有。未。有。未。有。未。有。
和。解。候。候。未。有。未。有。

五月十九

通詞圖解 下

オロシヤ屬國地名

一當の國を之にさんとは云々も多々今迄ふ叶
ひてや創業モスコビヤトヨラロシヤ國の一王小して
ノ所ある所を國々ナム通ノ書ニ考テ書ナヘシナリ 地名トノ該書ハ卷策地理
。モスコニア。キーラ。ホーレンの境。ウラテミール 旧都の地
。ノホゴルドロシアの内ニ 在る地 。カサンタルタの王国。アスタラカン属
于韃靼北。シベリーナ韃靼北。タウリセンペルシアの。ケルツチース
。アレスコスウテシの境 。スモレンスクホーレン 。ウラリイイイ

。ホトリーンホーレン 。エストランドスウェーデンの内 。レーフランドスウェーデンの内
。コウルランドホーレンの内 。セミカリーンホーレンの内 。サモギチエンホーレンの内
。コレリエニスウテシの内 。テウヌールモスコウの北 。ユカラーンユケリスコ
。ペルミニエンオーストロスの内 。ウイアツトカホーレンの内 。ブルカレサンタルタの内
。ノホゴロト 。 ニリフセンランド 。 テエルニゴフ
。レサンモスコウの南ニアルタルの北 。ホロツクツカホーレンの内 。ロストウモスコウの北
。オドルスコオーストロスの内 。コントララフコントララフの東 。ウイテブスカ
。ボレンノ内 。メステイラフ東ルスランの内 。ユウエクラン
。カルタルニエンセラルジーンの内 。カハルテイシアルの内

ニスランド セラルジー。シルカツセン 始シタルタニ属ス
ンの隣国 アジアエウロッバの除地
。ゴリセン ノルカスシシシ。スレス空井キ テイ子マル
。ホルステイン スレス空井 キの南 ホルテン
。テイトセル ボルステ ニの内。オルテンヒルク ドの北
。エウエクリエン 四十九州

右之外小國を數々と稱す。或は不_レ修
ち多_シあ_リ。或は_レ是_レ之_ヲナ_シ而_シ和解
付_シ上_テ修_ム。

五月古

画羽目舟

大小通経

下

オロニア國府
テ_レ子マルカヘ
テ_レ子マルカヘ
エニケラントヘ
エニケラント
カナリヤ島ヘ
カナリヤ島
マルケサ島
マルケサ島
カムシカツテカヘ
カムシカツテカ
日本へ

メル

メル一万四千百里

千里

子七月七日丙午沙多_シ入津_シ所_シ候書_ヤ止_ム
あ_リし_テ海_シ之_ヲ改_シト_シ和解_テ外_ヒ玉_ヒ人_チ

落入洋付ヤ三口 和解去並此一件訖事相手一列
小福

此後江府多詔乞歸 伊日當夕猶之向因
十一月十七日到江梅ヶ嶺上之山不經山舍而
ついよ宿 住牛屎屋人四人

十二月十三日

オロシヤ船帆同司子奉毛等、留合
多幸用毛等、修業

吉良金四郎

口経目付为人

丑三月十九日江戸出立二月廿九日長崎表度至三

月六日セリオロシア人立山ノ経而シテ在里對談因九
日再以酒食之多成趣シ 佐渡十日而往喜上川由
致之物乞及請之所シテ多區々ニ成ル由

船中之者 佐藤仙子五女把 塚二ノ娘夫子
信之也多也早拂度之而志之シテモ有言う形
乞上 佐渡十日因月十九仙志源屋人四人ト沙文
セシ成

左前因十八日共清出帆設

丑三月十九

土井大納政處

主山金四郎

去秋入はる年冬月を嘗て大徳寺を詣で候
切ヤ少り事の無い厚く祥祇院にて候出の余自
色時も及延引事より左と通魯西人ノ波附
いとま方より往來すを承り候

長崎まで渡書す

先年秋前、本ノ書を乞ひて通候事、成りかた
れども一通下諭、回書と申すもの我主の傳
名似て書を解してうきら持あうと致候さ
に第一極の地を異ふの半と官度をも知ふあ

久々に上國工務、漂流人を連れて
或も又船ト船あとをうねるまで、ハサウテ半通
せきめん船あとも候うる事の半と、駆かるせ
あらふ誠もよしとくとて、もはやある事の
信解を向くと、又玉手に書を取
事候タバ松むろおいで下諭したる。今年へうた
きかや河へ是ゆ域を異う、風土の等しう
うぬを下通、うれゆもかくは廢改して
政府の令統うけて、ア流として併のめ、特と船
中薪水の料と仰ふあがふと申ゆうち

島主の手を挙げて承認をうけたる地方と
それが主權を有する地に帆船を廻

御奉書

我國もつゞく海外と通商をおこなひ
之れとも車駕をまわさずかよ岩村と設
けた御玉の高戸外焉はくまとめ里の賈
舶も又たゞく御玉をあらうと許されたり
事、海舶あつといふ國く退けられたりた
唐の絹綿琉球紅毛の往来を経てハ五市の利
をもとめざすものとぞあるとゆきりと

玉の御主がむづいほくうて伝道せらるゝは
ううきが小前を御玉源氏の人とひふりて松前
小森にて通商をめぐらし今又も源玉よりぬきと通
じて貿易とすかへどもさうか政院玉も再いふ
及んで淳く我國玉をじとうめあがお亦かみる
を教化せしめてもまうの通商通商の
玉ハ主として兵士誠もゆくとれとのゆき御玉
海外の諸玉と通せしめどもまく隣邦と
外はよ修る事多きが故に風土を引
て半怪るふ事珍らまく懼心をもつてますべ

いもつたにひまをひこじかとひく絶て通せ
に彼は歴世封疆を守り定法ありいうては國一
体のあらびて朝廷歴せの法を要を廻りんや禮
を徳本と尚からむるのれぬとよけて至りそ
もれと幼き君の國をもとすもとされは海外
よりうるのよりあつたへのくとん容がれの
筋をふあかば五市のめり、を國の者ふどひ
て我をわす換ふ名を利す、小似うとくとも
通下てあれと論まれハ海外之價のゆゑにて我
玉弓弓の筋と矢ひも矢を放て玉計の矢をもとの

にあくへりそんや輕剽の民奸猾の商あと競ひ價
を争ひあく利られ論づくぞももれハ風と壊す
俗とみれ我民を害す害えで済く而すまね
而うり五市立のうそあくべたけを通すあ
たねとしもあう又我國の禁ゆとつ妨ふ
きかへ夏と秋と通す。うそと
せん船送の意かくのめ再いあととぞえひり
あうと

此段を修復すを縫合はひまくソ紙をかね
毛筆を用ひ書

作之紙爲曲而印之又多至連彌々也
海四人の仙を澤民景も古事記も七傳算り
紙田 東洋の事記の傳承者
成治因陽の改修而於この紙澤民景被毛地く
蓋は此の紙を以て印尋口と柱上印尋圖を
之逐一上瑞施ふと云。給付六人所以テ列故草筆
アヅカ。此味玉供良紀宣通揚り色に紫入矣

地所仙毫易一詩を人持出候

右合ひて主秋室八日江戸在宅後、一月毎、不相見
手井輪を之経由する勤務方役人より江戸後室共通
主の御年引取。源流人主事。明治十二年十月十六日

何より古真一澤民景の御内書焉。ちよと公
半を以て

私記

澤人至都へ去る。及十二月廿日

君度於表印庄裏より出で後前へ四つ右方内書
氣ふらふる。澤流と改め一通うちある。令医正志質志
済土向之兩度内書ありて多く船風土俗尚等
淹滞經歷ある詳細を究問す。依て著聞
教養とありて本邦成要又別よ被法教並ニ居生
リ。右の所由と該向。尚其事實と探索して

別隊と有

彦家孝は彼の心きの異俗を識得したの一考より備
へんことをかく先づ首りふ魯西亞の地圖を邦仕
事の顛末と詰詠して之を手に取る所を以て併せ
これを北邊探査上野秘庫の一書を供せん
と至れり

漂流人死生動移異國滞在ノ別々から室内
ニゆるゝ者等の貽本圖書奉家多の聞
略

少穀が寛政又癸酉の秋石巻が帳と並ぶ人

矣ううう源もと耳病なり人病氣之へんハ彼
ちよあり四人ハ汝猶也人別たぬめ

玄肯ハ於オントーツケ高オストロ高死中良

正多情

玄ニナ吉「イルコウツカ」高都一步望高

多千の多氣高五「オヨミヤ役人高勞勞

其

多千の多氣高五「オヨミヤ役人高勞勞

其

其

因ノ年ペリコト云外も病氣自日未ニ有

少之
近之

宇体引石院

日 民之助

り辰彦

は清彦

因たま之因紙は多き病氣自日所ニ有

は清彦

石巻

八三印

同

若六

宣十月廿二日マユーツカニ病死

同

帝五印

小竹原

同

吉印

卯三月廿八日イルコツカニ病死

同

成治印

右於山人内

病死

病氣

三人

六人

屏風を拂ひ文機坐ちすまつ仰四人通昇於人
あり

右之又清翁ハ退ケイルコツカニ遂ニ床角取及
生死ヲ祈る詳説ニ仰病歎ミ麻疹多め大
熱病五日後快復ニ御免竟未出

宮崎於石演多モ主助因辰彦石是多至八印
因若六小升演多主成治仰因頃多モ助ミテ人ハ彼
地より居ゆふを由と多く折向もてに有ゆすた
のや魯西亜徳州山家奉の家多ハ一向の切玉丹
家門とすれ源舶毛ウホムル毛ヨリナアツカトイ

アラマテモウラキヤ 塚傍等とよ廻き者あられ
宗系よりていゝす御と云ふ碑柱カシタニに似シム
のあり立派のオロシア人ホロシヤ人されとれぬモ碑柱の十文字
様シマツ立派ホロシヤも邦字ハサカジを更けカタハシメて有りしよ
ナ又切玉丹宗門の被神ヒノミコト也十字多形のあら
トナ作ハサカジて有りしよ
氣カクはカクき云ク候ハスルをハスル氣カクなハスルが近カクせり
トナ入ハスルき幸ハスル墓ハスルをハスルトナハスル十字形
のあら寺ハスルの左ハスル右ハスルをハスル必ず十ハスルとハスルせハスルてハスル
大和尚ハスルの冠帽ハスルの上ハスル十ハスル字ハスルと載ハスルワハスルオホーツカ

ヤコーツカイルコーツカハスル皆同ハスル一はシケ所ハスルアリ 宗
門の後ハスル墓ハスルの上ハスル木板核文ハスル字ハスル書ハスルたハスルとハスルあ
芳ハスル地ハスル名ハスルの若ハスルの墓ハスルあハスルきハスルタキハスルハオロシ
ヤモニ様ハスルのハスルの墳墓ハスルの上ハスルあハスルちハスルトナハスル本丸
ハ善ハスルの者ハスルに上ハスルる人の墓ハスルの上ハスルハ切石ハスル
核文ハスル字ハスルを彌ハスルうハスルりのと底ハスル字ハスルを文字ハスルの上ハスルよ
宗名ハスルの説ハスルのねハスルとハスルるがハスルてあハスルは方ハスルの
めくハスルよおまハスルせハスル志ハスル卧棺ハスルの船ハスルと急ハスルもハスルうハ
ケキ浮ハスル等ハスルイルコーツカ周ハスル回ハスルの志ハスルとハスルぐ
てハスルラーツカハスルソはハスルくハスル服ハスルもハスルくハスル低ハスル別種

の人跡すゝはまゐては富門ヨリノ寺の往
來もふくば宗教のはく方尼支をもる醍醐の
若木も圓ノ子無ふりやめらまニイルコツ
カナノ東北方數千里の間芳一「曠漠韃靼」と
呼ひ又「止白里」と也稱云故ヨミタハ此地村内
有れとすを宣ふハアシテ不修せ。後云ハ茶
強ひて室内勤々入候とよりおはすがくハ皆
有れ居らすも死をもつまく悉く寺の左
壁上にとちよつて庶民ふかうまでいり

之以右字の外の者ハ獨ニ其へもぢき
香木を或とスナミムダナムニ保イルコツカ
数年清風のちれとぞを承るアソクサヌ
アソクサヌ在ふて其もりつむくそのハ卫
ソンケレントウセキオヨヒ景物畧ニトス甚
形金像足械十文字の磔柱テヒカラ掛首タガ足せタガ其
足せと龜甲掌と蹠タガヘチ引と手すく。おな
りもあす端路タガとひす縫タガ。おつて十文字ハケレスセい
ふ主奉主のたるのとく。外の佛像の額ね多
く仰前す。前札よりよぐさゆは壇場と名

て並へて祈り香龕の前へ坐り日影を
ク御傍らに坐りよはケレシトウ女人の名を
ボーホマテレと稱モボーホハ仏教といふマ
テレも母親といふ者を名ハマリアと云々聖母又
イ、ワニナ・ンバシーテレとも稱モイ、ウンナも名
シバシイハ義有い和いとひ辭す即は每人
小児を抱き其懷中より芒光のさへた像寺
又モ右のを抱け児ハ即モケレシトウモビ見
生得俊拔の人こそ一石を達致ムリカヌミ
以他エ指端れど明達のくわうであれと爲

みそめ遂ニケレシトウ残壁をかけゝる終ふる
彼の心懶れ而あくともえ後ひを毛光^{コウ}にて
うき仙とありあせふもよけてあ山中をもと仰
きを家うちとぞしゆとぞうぬとあケレブト^{麥茶餅}
^{みて「せん」}ソリ也のすばニ石を布す佛祖世の今日用
の食料よせと教へられたるノルハシ傳^{シヤエ}當
時ふもしてハ萬國佛がは事なりて余^{シヤエ}聚うぬ
きのをももとをもとをもと米のをもとをもとあり自
由^{シヤエ}ももとをもとをもとをもとをもとをもとをも
用いざれ往古より玄餅と云ふもの沙翁とを食

ラセヨと伊祖モ教ヘタリトナレハ望ム多義
ミテ文用モモキミ

梅雪窓宗崖和尚著所の對治邪執論とい
ふ書のお様小曰原ゆふ天文より西蠻の商
客船を豊後國ニ寄キシハイタリヤエローマ
の都より来る者多シ小國名棹郎凡
て沙石竹人等キニ形服衆人多シの如
箇シスル一人を「サン・フランシスコ・シャビエル」とい
ひ一人を「カスハル」と云ふ號人と稱ヘバテ
レニ此ハ和尚トリス又三人の伴者あり名多
翻也

アロレンツ」と云ふ者を「ユルマン」と云此ハ首
元ノ翻也
シルヨウ和洋の產れ有名と了西とも云慶が
ヨリローマ小國天主教を傳へテ又ヨリヨ
マニシスをあらヒキリシタントリスミシテ
存するハ西海うち南方に向て經きありトナ
向てリキニキニ有る者無の人等と呼んで南
雲人とも中累ヘテイウス。天地を造りて以來六
千余年歴て後セス。キリストセシユス・キリスト也即
流人コエソニ・キリシトウ・生す自ラ曰我ハラヘル・ラ
イソ」の基督教を統の尊天地と造化萬物

と建立きふ「テイウス」の化身も衆生の後世
を救ひんが爲り候るせすが降生を我、萬よ
はうて、一たび天主と称ひとのたゞ、罪惡山
のめぐらしむ。即滅滅して天主あれよ天堂の
樂といたゞく。又中異。む「キリスト」エテヨ
の國「セルサ」の京道よ於ては法と説く時よ
は家門よ説くまゝ人雲霞のめ「シツタス」如徳
姫の心と起「セルサレニ」にて守護とヒラア
ドス」ア告て曰「キリスト」邪法を説く。善民と惑
わせ行ふば人と説きよとす後西軍多とき。

て「キリスト」と捕へカルワリヨ山よ於て十字の
架え附て刑殺を「キリスト」の曰我衆生の後世を
救ひんが爲ふと甘あひ易と於て十字に架え
難くも衆生よ伏すて苦惱を受けて死を
贖へとすさうと爲て再びと極の奇おそれ
これう因み世人恭あまうと限らず生
存ふして天主ふ歸る。

布文澤氏傳補「事」事ものは後と符今
教とみる「ローマ」ローマ「ヨシヤ宗旨の祖玉ふ
る。

正月とイヌワリと元日を並べて祝儀の日を身
ニテテラシミ四半ちのアラハ正年を祭ト不齊ミ
て柱を立ムシテ主半ち向ヒム初のロドリ七
日モテハエキ太魯西ニ二月仲旬ルテルニズ
ケレストセシムヨウケレストチメルセニハ日モ
ミケルモテヨウ天之降誕トシテ年シヤ
主間モテヨウ樂んで何事モせんシテ大祝
ひと多モテ往來のくムハアリヨナ、卵を取フウハ
此之神トノ卵と猪リモケレース、オスケレースと
ソハ是モテハ「イステニ、オス、ケレース」と云ヘテ
又卵を玉輪で玉よロと吸フ也

按: 私烹人所撰
魯西亞國誌: 是日

ハ「ハーセタービト称スル祭日ニメ國人互ニ赤ク染タル卵ヲ取リカハ
シテ應對スルアリコレヨリ キリストス ウラスケリスキトイフ
蘭諸ニ訣スレハ「キリス立ス、イス・オツアダーニトイフ意ニテ此譯ス
レハ勢利斯督ノ蘇生升天ノ良辰テゴガルナト云フノ意ナルベシ彼
ヨリノ答語ハ ウライスチウラスケレスキトイフ 蘭言ニ訣スレハ「ヨ
ス・ワールアクチクオツアゲスターントイフ意ニテ彼ハ誠ニ立チ大ムルノ
義此ニ譯スハ 彼君實トニ此セラ鋒メ升天シタマフノ祭儀祝日ニニガル
凡イフノ義カ 漂客直キニ聞見シ未ルモノト語路稍差フ所アルニ
似タレ凡金符合ス 因テコニ附註ス

つて多納祝碑の場である。その宗主の外の者
少ハたえてせぬあり。ケレスト・センハ伊祖の蘇
生再活した旨と云やうあるゆゑ今年少す
乞きの人のつづりハ傳統の承認団体たゞざ
まし氣は、核取のうハ誠、且多々有りと云

れの事とすをまことあり 大聖魔^{アマガミ}_{アマガミ}をも御都^{カミツキ}_{カミツキ}る
くふをとけちねあうとそ印^{ヒン}ハ^{ヒン}ス^{ヒン}モ^{ヒン}蘇^ス拂^フシ^スモ^{ヒン}都^{カミツキ}_{カミツキ}る
例^{ヨリ}因^{ヨリ}ト^トち地^チの^ノ人^{ヒト}語^{ヒト}前^{マサニ}半^{ハーフ}ナ^{ハーフ}の写^ス
ち佛祖^{ブダ}死^スタリ^ス其^シ五^ゴナ^ナ四^シ五^ゴ蘇^スモ^{ヒン}る
と經^スひをもとつ

抄^{シテ}宣^スふサ未^ス身^ス五^ゴ月^ス既^スか極^ス生^ス懲^ス忍^スハテレン
羊天
連^{シヨ}セイフ^{カフロ}_{シヨヤとの内ハルモシムの若}
と^ト者^トり^リば^ハ引^スゆ^ス一^イ紀^シの書^シ曰^ク

一門修者^{テウス}人^{ヒト}と修^スる性^ス体^スの教^ス人^{ヒト}生^ス

れつきの法^スとたてぬ^スとくともく^ス次

才^カ智慧^カ眼^カ即^ス修^ス者^ト忘^ルシ^ムシ^ムテ^モ

イセス^トヤ^シ人^{ヒト}と以^ステ十^ト條^ス「マタメント」^トと定^ス

み^スと^スも一切^スくる天恩^スを背^キて^スは沈^ムま
信^ステウス^ア憐^スの^スよ^ス此^シ生^ス滅^スの為^ス天

く^スと^スも^ス考^スめ^スと^ス人^{ヒト}と^ス人^{ヒト}と^スも^スい
人^{ヒト}の^ス科^スあ^スと^スり^スが^ス多^スと^ス是^スと^ス昔^ス時^スの

代^スの聖^ス人^{ヒト}ホロヘイタ^スホロヘイト^ス達^スと^スて^ス人^{ヒト}
小^ト告^ス知^スせ^スよ^ス一^スよ^ス三^ト五^ト八^ト年^ス以^ス下^ス抄^ス三^ト年^ス

フ^スシ^テア^{如^ス徳^ス}の^ス玉^スの^ス内^スナサレ^スト^スヤ^スモ^スヒル

セ^スン^スサ^スレ^スタ^スマ^スリヤ^スク^スド^ス處^ス女^スの^スト^スヤ^ス一生^スふ^ス在^ス

の女人ミル、教養徳厚を以テウス「アン
ジヨ」とシム「サンタマリア」、内告ニ即ヘテウ
ソ「スヒリツサン」の跡奇特と以テ「テウス ヒイリヨ
」サンタマリヤの胎肉よ宿りぬまひ滿る周
もてまれテウス「ヒイリヨ」は世尊シテハセス
ウス即耶蘇トキム是人方の歴史よりノリ
庭のセズウス即年三十五ありたまふ時モテ
役ほの爲めに門徒よ拾ツ人五到りテハ三年
のちモ汝モの名を教へ多まバ万民ア教と
ド教とひぢき「セスウス」汝故レノ教と
セイサル帝王

ミヤリホ因テシユリアの學者トキム全本被付
者ムシニセスウスと慕ヘアリ若後不ハ無無昌
我等が事ハ次第ニ裏ヘテアリ原故キト得く
キルミたゞセスウストヨリアム金モビト證今
を宣モ主の法司代ホンシヨヒラト般雀比刺多シ
ヤ合許ヤシ者セスウス、テウスの跡子トキム
ヨ又シユテアのヨの帝王ヨリヒトヨシム先テウ
スの跡子トキムハテウス後急くこんたい人ヨリ生
ヒスジエテアの帝王ヨリテウスホンシヨヒラト我ヨリ年ヨ
セイサル帝王

セイサルの玉が玉帝玉とモヤリタ

「セイサル」の大敵の玉も難くう手と術トヨムコラ
アトハ「セスウスのアホーと因アヌヤヒと豆エ
ハシテのアホー（あ）ヒキサヒホキシ」以外お
それも東ナシヒラアト。ジユテアエドナリ者ビ人
をう殺いリキと不分別トシキシジユテア「ナ
ムチセイサル帝玉の殺敵ナシセスウス」と響
「ナシセスウス」もセイサルのアホー大敵
アルハ「ナシセイサル」訴ヘトト聲ミホアキ
ナレハヒラアト「汝等ウソ改茅ニシヒ」とモヤリ

ニカラジユテアの都セルサシンの町もん「カルワリヨト」
而シテカワタのキムヤリ「クルス十字架エ掛リ」
ハシテ死去う成ハ故ミテモアシ天地のけは老ムヨ
ミテモアシハ死去シ成トモニヨ同ヨトミ
カクシテ死ハ四十世尊ナシ延命シテオシテ
またシテ御ノ御ノ御ノ御ノ御ノ御ノ御ノ御ノ御ノ
後生の後生の後生の後生の後生の後生の後生の後生
ヤ死モ天とモ歟

シル漂民ホ彼地にて宗多の修練の大男と
呼まリ一々の詳説多シ也れぬもあハニ

折ハ彼等國の御事と云ふ事又新あ
たすふゆ終リ一ハ「ケレシトウ」のキス内ガ
うのヨリて佛と名へ人於其人スニ内九
人ハヨモテ何くもろいと云ひたゞしき忘
れうと右よりお沙人の傳身主と云ふ者也
ルあるう又新云曰キスル事ふと「スウ
イトイ、キロウカ」と云ふ花人と云ふ者
清麗華潔さすりん寺のキスの例よ魚あ並の家の
繪縁ハは折りくまやくは薩摩守令名の日この
佛キスの忌の日を考へ取依次考え云ひ

多日少詣て佛名を改との名改よ取る

といふニニコライ、イワンのねああーー

毎年三月三十日^月あ後^ノの日數^ミ内日^ノの名^ミセフ^ムつまセ
日の初リと「オシキクセンサ」と云ひ^{タマ}セ^ル
隕神^{シテ}と^{タマ}セ^ル四^{トツ}キ^ミヒ^ミ翌^ミ日^ミと^{タマ}セ^ル
一月三四日^ノある^ミ例^シて^{タマ}セ^ル事^ミ
是も家うち^カまき^ミと^{タマ}セ^ル
瓦を佛と^{タマ}セ^ル大^{トツ}中^ミ折^ミのニツ^ミを^{タマ}セ^ル
とつまし^ミがめ^ミ先^シニ^{タマ}セ^ルと^{タマ}セ^ル下^ミ
て腹^ミあ^ミた^ミ右^ミ肩^ミに^{タマ}セ^ルえあれ^ミて自^ミ千文

字の形を多く修伝も俗人や宗教の人ハ皆此モ
ヨリハ以心もよき事モアヤ アメリカの地ハボリトカリの餘地
スル小け事の事モアヤ 人寺モ佛とあひと
うる事モアヤ 同宗とえふれのは万バタムく度ニテ
あるわもどりつゆふ者ふ余年モテ度ニハ已ク正
教寺ヨリウクハキシテモヨリテモヨリ

絶の私物何、以モアヤ自方の私とモ掌のドホのせ

るナムモ人共載セムモヨリテヨリテアリ也

土人於等起卧のすリスモハリナムゴス。ホゼ
ニボミナヨヨリアヤト端くは方ナムアミタ
ヨリアムゴス。ホゼハ佛祖トアシテの事ナシ

ホミナヨヨリハ不持てシヤシテヨリアシ
ト生人
日
トスホセニボミナヨナシヘミト一オヌホジ・ホーミールー」と
語外ト言浦ヨリテモヨリテモヨリテ

小火生れて名とナケタため寺にされシヨリ清房海モ向
本経ヨウシナムヨリ人されとおと和尚モシヒツヨリ
佛の觀と勢(ホリ)と佛の身の所へ小火の口
を付セモ之をヨリ畢(ホリ)トテ終(ホリ)テ佛の像
を跨(ハシ)テシテレス十字架と称シ致(アシ)ヒト小火のえ
エリ一無くられハ定式(ホリ)トテられハは況今生
れがく無(ム)カシフニモ清めサリメ和尚中立て宗

多の佛やよき。佛の名を乞うて授與するを
とする。婚姻の宣りのより車輛修祓の部よ
哉せしもく旦お幸まで毎日修祓いは廻のよ
御て和尚佛の部を持事ありて是よりつ。喜びを
十文字より振廻す云。

あらば家うち八十文字を用ひて誓約の
事ふハ而も仕事も皆「ナレス」十字より全般皆成
る。十の字よりのうち國家の誓約はハ無く余
口と口と合意を致す

布國の領地とす又その地に入者一公民

は家うち勤り入管りあれどまづ海に至る内
う修仰と無事のよふを乞ひ伊勢あれねむをう
百音納年とぞ懷げ渡りか度めと止白里^{ヒリ}トホリ
色^{シテ}修祓教^スのナ人^トもあくは家門と名を承^ス
し。抑^シ勤り勤り込^ミとすすみゆくと空ゆハイカ
ル湖畔の夷族と「ニゴス」とりよこれも布國^ス從
服^ス。杏シア人^ト住居をたすへと所^スいきあれ
よ土人^ト人^ト佛面^ト作^ス。故佛像^ト常^ス宗法
れ被^スられ。すまうちの佛^トアサヒ畔^スアンガリツテ
ト^ス所^ス。佛西^ト根治^スて修^ス居^ス。

りと又イルコツカドリ都一堺りあひ金手の事
加山等麓の観の旧地を圓の城うるゝ一トリエス
キミハシヨハハタラタ宗の寺と云て何れも
キミハシヨウ又四教ムスクロミノニイメツヘルマ
泥町の寺院也キミハリ子イメツ人夥く承傳の
ノムルハ也新教ペトルブルカモ亦社リと云け

モキミテ雪窓和尚耶執事ニ復フシメ先ツ自
作の理説と云ひまし他家の教門と傍らモ口ア布
施愛語と以て人々ニテ甚恩を蒙ラリめ而

後時、軟言を乞ひてひきつゝ自作と聲をそ
ひつゝ彼もあらゆる念ひて強て宝門ヲ詔
入サめされや潭源院ノ人皆彰教ムエヌ帝
國ヲモテ上すもゆもひづかはの身代院ヨリ
イルコツカドリオ何れも
改變と云ひて居候リ。日を核の彰教と稱り、脚本
仕立よひたセ其モ老フリニシナフスミヤナツケハ
何れも日を一輪帆い御殿有ハシタ御之ノ學
庵キミハシヨウナキヒトスル上多ヘーとあり
又押立ヤセハ筆をもとく一歩キテ我
王の帝王ハゆれんもきしおと強ひてゆ

なされまくはるはこの者を押さうめふ言成
シヨウヤモトノ居ゆくと人向ひす者
イルコツカモトモもあへばほどの往きよあて
えう我汝助のあんハ玉光の義鉢モテ
ゆきのんじうもとつらもこの前そとを
軟言とすて嘗てのゆ一決モ一空すと
思ひゆくと他邦トモモ者をれを
仰の理屈もあくびの候ふとゆくとん送て
廣の腹を若きよとおとおとくいりゆた
トハ西洋や宗社や不富か何事も自他

の差別ある人をよからずて自ら思ふよ懷
つりじふとつあらへよと意想せりと又深
く考ふ歴史と古事記のよし容とよみの猶れ
るよめことハ 政府の明誠とれ多きよ惑き政
11約(あ)

ス持すわり漂失せ「オントレイツケ」と「ふ島
島地ハ北東墨利加ノ原モトルナヒ(呼んでアリ
トウトウ) トクルモト舊板世界全國まゝあれ
を載す者と云(是ヲ詳ニ載ス)昔へは
諸島存立と知らざれの事(も)あらず

所とせぬお地方ハ汲きまゝて水あふとくま
木多歎のちをかくされまくへ取締て通せば
船行も固よりありり一相之の汲みよして魚
穢りサヘ魚肉をもろく含ひ偶々大食もと
い一もたよ多歎の皮裏ホタルヒオクチヨトシテの筋毛と
衣て穴居一人倫のなき一あつしハ希一ナリ松
の竹をひきやオロシアも國万方飲食ニ未
開闢殊業の弊塵ホコロしてくら地ホコロとあさ衆を懷
くふこと弱ホコロとちうてすむ那鞋ホコロの小き
のち化巨ホコロあくも有トキ一従うてあれ又連

續其事の詔書よみし彼より南より北にて博
徒ホコロを侵掠ホコロかへはオニテレイツケ詔書也又及
一リ源人の詔よ三千を数すかゼリコフホコロよ
ミカニニヤーツカ仕公ホコロの詔コトモ北岸を手
中ては北と云ち海歎の穢ホコロ利あらずとも
正身の貨物を積みて渡海ホコロあとあく一理解
を説き術一深くほほえみをもとの竹籠ホコロ
舟ホコロ由ち一めも國船もく一時つねよ元
利さる是れをと云て驚き怪ホコロと彼魚穀用
用ホコロ御膳ホコロと夫りとづくも箭ホコロを以て魚人大勢

却れおもふば、うやみを寄てきらぬ舟
よすらふへゆくをまのめの船こそ大いに
持あくミー、トモかあゝ者のはねの弓小
して今へ来て馬接振放マツダガシ、之教をましを令
を破きらす不の筋の貨物とひき業を務めて
餘多の歎はとすすこひむきうねを編、我を
たゞく漂人あまくはあまく流れあきあへのえ
神をそそてあハ免アモキモヤとされ怖れたらしき
ハちよ漂流の旅人ともやもさう男女老幼が
りほどの飲食起卧のみ扱ひおまてとの届く、

昔よひまれハ、別來のたひ感を度すよりあ
れから僻遠アキヤムトヨウを於けとまても、もふとて教諭
の役にうち面きたるれども、ヨロシア咎地と
あることをかひあわせびそひのそかくあくきこ
れまで詠ふ詠爲く源流とむにて、物語せぬと
のもの詠作とすくにづく、かかのねと奪ひ
ゆふハ衣冠イコンとすくにづく地方ヘイジマツへそすハ所と
のさせものとみてなくさずれ又ハ金カネ、
きはれ一等の豪カウとくの人に因よひ
まのまくとせん國のを育アヒハされとぞふる

色すよしとまもうまく命令を下すとき若ニ
他邦臣民の私事あんと云ふうなまこと育て
いを教ふ事と稱れ國へもくすみと思は
又絶えず至るのを國人のあとの扱ひと爲の
立教を爲せよと教内をもとめども地方へ送り角
け一時無あら上にのみむすべてレを待て
やう勵三勤三勤之所にはまのを書く者國の人
我玉内何見の浦エ源流多とこよ所務より
令入津扶助はれれ葉ヲはくよよもよも令
をわくおれ傳うづくされとぞひ令

予を北止白里「魯西亞韃靼」と称すの廣
大の鉅邦我奥城夷そのもとを固く即鄙僻
陋の民ともとるやハ松以くれとほふ
恩義を加えを多き所のねと與一參詔軼言を
用いて既彼サリヤーにてちよこにくると
されハ妾ソハ歛黎を用ひられシヤされ伯多
瑞帝以来の國典尊崇を取不の宗社と云
う法令も出一もんをほくしれと守り
者を衆を懷け國を弘め益々盛大の業を成す
く上不比一と勉強功勞を獻ハに勲績を

主事のるゝりと云ハシ事

イルコツカ滯苗中土地、人漂人等より一聲の者
ヨリモレと残てアセリもあらじ中等モリヨリの
人多き國トヨリテアリムハ御スムレテハ國
窮困のおよびと云フトヨアハヤセリハ上うほ
家財のみヨリ迷惑ニ成ベシ人別々入居付ハ
それの業ヨリモエツツキ又々々の扶助も有るが
れを有ルアハヤセリモ何アリモアレモ強
ひきハ効クモ強クハいづもトモアリトモ内助の効
致すリルハ艱難の中ヨモモチムを譽ミセサ

（とち）

先年は紫光毛毛と云ひ居おりて御見ハ秋
の宿アリテ自ら被人別々今モ既病氣をも約
タの事小施術及ひるつは玉の人別々入れハ人
人の扶助ヒテヨリナレハレハヤセリモ効クユ
病氣のよきれをも多々ナリ別々今多と
ぞ後走毛毛教ナリヨリ御見の事ナリトメハ
御見毛毛もせひて注別化トモ考えシニ
あんハ殊々ノ別々か一室門は効めアリシ
ヨリナリ江戸ヲモ一リ彼家はゆ入居モ

再び至る事すハあくまほなほり
は在居たり六人者をの廢死より別てアリ
ハ孟メアムサセ日午通詞役トコロコフと伊勢新
義とくらの勤功とえんとて勤め入れてゆきま
せ推究して実を尋ねよ先ツトコロコフと勤務と
の小僧をいたる経年てさかづくあとある。左在

卫

トコロコフハ日午通詞モイルコーツカヨ候所ノ姓名
をエコロ_名イワノイイ_姓トコロコフトリハ寛政五年の

年候幣先を支拂ひ遂に城守承_了通詞役

さて松前まで本通りへとまことに方をの捨地
割の後自と初め給地セ松井枚_{松井えい}ハ我山朱利
ナミト松井枚セハお年も以テのタニヤモ要ガ有松
田名部の多。佐井としと多モ漂落_{オロシヤ}の捨地
み漂落セ久助としとあくあうは者イルコーツカ
ミキナ海_{ミキナシ}をかんざりて住居セリミヌミイワヘア
コトシテアレ又先天_{トコロコフ}とも_{トコロコフ}松井家_{ミキナシ}
松前_{ミキナシ}セリ_{ミキナシ}もタル_{ミキナシ}也
ヒキヒク助_{ミキナシ}は日午通詞役_{ミキナシ}トコロコフ
イルコーツカ_{ミキナシ}の基_{ミキナシ}竹内桂_{ミキナシ}亨保十_{ミキナシ}
年_{ミキナシ}正月_{ミキナシ}と之と同_{ミキナシ}年_{ミキナシ}也

アルハ南於奥戸オコツと云所の者の久助といふも曰
所の舟人少や徳多船を名と碑モリである彼人
別よハ入アリさうアリと云ふこれを秋の人の彼境ヒ
リシムある所シテ享保ヨウボウ四年ヨウボウ四月ヨウ八日ハチ於す
もときモトキよりもヨリモ一イチ光ヒカリをヲ漂ハシル刻カツルの時ハ四年ヨウ人絶
一イチアーチ四ヨリ年ニ月ツと云々と傳ツヅクす

室上常矩ムロノミサク號號ヨウヨウ曰竹内祐庵タケノミユウアンが南於
佐井村サエマチの者ナリ此般モリ舟を少石移シハラシムす
豆マメの火槽ヒソウつみ合ツミガタ水主ミヌシ船ボウを人手ヒンドウ運
享保ヨウボウ甲子年ヨウボウ五月ヨウナリ佐井サエの港ハシと云

帆ハタケうち遊アリ風カキ運ハシひか方カタ漂流ヨウリュウ赤人アヒンのオホオホ一イチ房ボウ
木漂ヨウ若カワカ船ボウ徳多オコツ傳ツヅク赤人アヒン者ナリ猪シバ多タマ因ウイ
多戸村タマドマチ徳多オコツ赤人アヒン利ハシル八ハチ日ヒ不ハズちチ村マチも相シマ因ウイ
不支戸村ブシタマドマチ徳多オコツ因ウイ村マチ助右アシツヤウ又人ヒト者ナリ赤人アヒン不ハズ
支シマてシマちチ人ヒト多タマ多戸村タマドマチ利ハシル八ハチカムサスカ因ウイ
土人ヒト日ヒ通ハシル酒サケヒヨトロヒヨトロ者ナリ者ナリ妹ムダ姉シマ猪シバ多タマ
ちチ多タマハイルクツコイ因ウイ住ムリ日ヒ所シテ有アリ多タマ
酒サケ西シマの傳ツヅクとシテ御ミツ男ヒトと儲シメ多タマには子コノの
爲シテ子コノ孫コノ國コノ王ミツ賞シメヘイタラレランセイチャ
ル名ナミ翁シテ天シテニ名ナミ小コノ河コノ十七ナナ年ニ七ナナ月ツ一イヶ

國王の食す國々大船と新造一セイイヤ海原にてコロラタラハンエリスコイと云港を開帆して西方小針波と水り駆せりは御座すもすたゞとぞ右船走地とする者有也亦人イシヨ」と曰人トサスノスコイ「ソリム者常經ニ往く由拘ニ地名人名事帆と多日あらずハモテの今すま澤川ヨリの事と余か人よアヌモル所には詮うて竹内徳之助の事と有也但シ碑石を立澤川十手とあひちうどりとすのみふ寫すうちを伍多かの外の人の石碑なる

ク享保の後モ別々澤川の今ミテ「トコロコフ」、原西久助としてハ久の後藤家承の内もねも助助の内もく（トコロコフが原西久化ハ延享三月澤川一多々人立モ）

主は主は能くおれ御くよ主の事なり人立モ主と送りゆくもゆ延び改らば生年迎納役より付主席医局に主事命に主事五段募功とし加特官四次教諭もとすりぬ女帝正かテリナの時すり信を主産豊くよきもとすり但日本に主ら不争の事也れ小冊と云え

今西井とよとよの子のみうは漂人到る
宝島は方のやまと書くと云ふと何と
別あつて争ふるかとやなれのゆゑにすれども
あひを歸く所取らと云うのをもいとすなれば
たゞ河へまよへ修業をすれど人列へり
後今名ハニコラ^名・ハイトルイチ・ヨロテケ^姓
リ・日和文字原花絵にてイルコツカ^在・家
持あよあよてち他之學校一所勤日ち家移
ち高付キスの意よんぐるを絵師写教す少
とは後スヤギル^由・高野^高・^高・^高・^高・^高
く工庭あきらめぬさんを西庭金病^金をうどそぞおふと
おぢよ人^人の處^處へ大石編す哉モ^メナア

四居セリ^居あれども家^家アリ^{アリ}仙臺漂くもは
地^地よもよの波^波もえを波^波の傳^傳も無^無く^く五
三如^如か傳^傳も石^石花^花枚^枚と云う日本^{日本}よも可^可
少^少うは假名^{假名}とおひて書き^{書き}を傳^傳と書^書花^花番^番
あね^ね手^手絵化^化アーティ^{アーティ}アーティ^{アーティ}アーティ^{アーティ}
併^併オロシア^ア詠^詠みを國文學^{國文學}よりみうれの子^ハ能^能
く是^是と不^不能^能て八紘^{八紘}れどり^{どり}と上^上と能^能
多^多外^外の詠^詠あし自由^{自由}なれどもう^う能^能才^才
れをうる思^思ゆ

ツカニヤリ地方オホツカ漫へ送ルミテ
セモ寛政丁度ニカニシキハトモ五人
者イルコツカヘハニシキ送ノ脇ウレタ
アル旅送人ニモ松毛アリテモヨリ秋ハ自
ナハリ小ハ先ツ幾至辰未モミノ代考ミ文代
コボニ敷呈モニ細闊カニモ室丙辰正月廿四
イルコツカ若豆ヨリ経キシテ出立ト日
ち西洞トコロコフ系日本人ニシテ新羅出立
西洞ノ事ヨリ玉鶴アリトシ所宿ヘ付與シテ
被科月正月詔ニテ御召て立候事有リム
御幕

付ヨリ後左トコロコフ系人等ニシテハミテモ
比國のノ事ニ入リテ一也ハ既ニ世ニシムア
多有リ物色みテシク併名古ナリ業者ニ者ニ
トモリの家ナシテルニ西洞ノ事モ移ア
諸書ヨリシテ新羅ハ是地のノ事アシ
ソシムハ奇々と傳ヒシルハ経所アシテ教シシム
シカクいはシテナシトテ中南洋モシテヨリ
ノ經科の事ニシテモ終ヨリ而シ能儀アリ
是れヲ列ガリシヘン

一とナリカ
勤マニ終モ納ムトテ義父在院
有人ニシテ有レテ是モハ彼ノフユメアタリ
これモモニシテ有レテ是モハ其ノフユメアタリ
義父モモニシテ有レテ是モハ其ノフユメアタリ
書エ到矣
義父モモニシテ有レテ是モハ其ノフユメアタリ
書エ到矣
義父モモニシテ有レテ是モハ其ノフユメアタリ
書エ到矣
ハシモ後モトテ西ノ多リトモアリトコロ
コヲ只見付て此の者方成被舉トムハとの為
ヨリ又モ又モハ功モミシトシの深矣
アリ

後モテ人モ家前モテソリ有レテ主勤メ小

但せ以キモニシテ近ノ事ヲ考セモ行在多
主馬トコロユフ致死シリヤ前まふ空モ因
永モアシム人モ考セム内リモ事無所成シトモ
形ノシカハシムシテ多シトモ
尤ル家門ニ收入ナリシトモハアムニテル
利欲を去ラリムナリシトモ
あく一清モキシテ少シナリシトモ考セ
玉手モ多シトモ少シトモ考セ多シトモ少シトモ
多シトモ少シトモ考セ多シトモ少シトモ
名モ連ね種モ多シ空式スルハトコロユフシ計ノ

てち地の商家「ステパン・ヨーロイチ・キセロフ。
妻モサモサ格とを若ふに巻足と被ミ考多
庄ひ大あくも」
あれ多々オホーツカより伊集院一代左京ニ
日ソイルヨーロイチへ見くとケセロフヨシヒキハ
若シ以久の日をへよ人別のアキトミリ
もありち少你の立派いシテハシヒト耳打志
シテ空よもづくも町並木の西新町
まくを先手を立ヤにて辰巳を立ツハシ
コタツクエスメウタムアヤトシシテ是又功
ミシシとのアキトミリ

望キセロフと養父と形ミ章ふて名と後か「石
六ハバイトロ。ステハイイチ・キシロフ」改めたり
佛名義父名
辰巳町年号「エロジニキ」と「オレキサンダラ・ナ
シイチコンタラド」とりふしおとシテ新形
シオノテライ オーキサンダライチ・コンタラド
ヒト改ヒトイ

キセロフの名と改ミテ名取ハシルヨリの
了佛の名と之ナ一ニシテ父の姓キ
仏名を以テ其姓をイチと就キ姓ハ唐世ケリム
キのアキトミリシテ新形不彼ノ姓ヒトミリム

ハ哉之の様を取つてゆる在りゆう

以は大商ホリエント「ステ・ペ・ヒヨーダロイチ・キフロ」ハ商買
の用向あて「オホーツカ」レヨリモテ多中河付彼
邊と瓦斯伎立モテシニ辰那以候ニ一村の書狀
を託「オホーツカ」ニ居候「内船」者也「内
はれ民」助石を以テ御^スセテ乃^ハ何化オ
ホーツカと通す者也「内民」助八^{ミサカ}、
役立^スと成^スた事也「内助」也而辰又
日^ハ旬^ハ以^ス余^スオスコト^リよ^ハ氣^スサ
ユ左「オホーツカ」と瓦斯伎者曰^ク人^ノ左半と

ヨ^ハ仰れと仰れ大矢^ハイルコウツカ先^スミ四矢
人^ノ一對射^スル事^ハ五段^モ近西^ノから^リ小^シ
手^ハナシ^クあ^リ身^ハ射^スリ^ク事^ハ無^シト^リ射^スリ
若^シハ^シの^ハ射^スハ^シ花^モ老^シの^ハ人の
事^ハも^シ老^シ立^ス者^ハお^は傳^スミ^シ去^ス候^スと^シ見
し^シ系^ス其^ハ方^ハ

初^ニ此^ハ花^モキセロフと^シつ^クシテ^シ取^ス候^スと^シ見^ス
は^シの^ハ人^ノ射^スト^リシ^ハ事^ハ多^シ候^ス人^ノ射^ス候^ス三^回
多^シ候^ス人^ノ射^スト^リシ^ハ事^ハ多^シ候^ス人^ノ射^ス候^スト^リシ^ハ
多^シ候^ス人^ノ射^スト^リシ^ハ事^ハ多^シ候^ス人^ノ射^ス候^スト^リシ^ハ

人買用ニシテ化ヒリアリ至多の仕事有
テ出合子うる程我らを相毎もと取ム人モ
キセロフの母妻ヲお見しモハナノキセロフ一用
向テモトキミホ在行クアツシ御ヒシ御故同
人御モ此景相モハナノキセロフ

五人者也トソトニテトニテ一向全念ニ無
仰ト名モニシテトニテトニテ病死モハナノ
既み初ラサニル事アリシカシテモハナノ
既ニテモトキミホ在行クアツシ御ヒシ御故同
人御モ此景相モハナノキセロフ

五人者也トソトニテトニテ一向全念ニ無
互

内セロフハ夏ニテ後四年有三言「オホーツカガ
立チモテ波多之臣家ニシテハニシム民ニ助ニシ助
志ハ十二月下旬イルコ一ツ方志義ニシテ后參
ハ直ニ助ニシム種トニ种セリヤ佐草ニシテ若役
人ニシテモノ別トテニシテ勤メテニシテ多モニテ政
事ハシムトナリ角ノケセロフハ因姓ニ取族之内
緑ニシテモニシテ根形也ヨリ石巻八千浦ハ「セミヨン
ケレコロイチ。ケセロフ」^{義父ノ名} ^姓 ^{ノ名} ^姓 ^{ノ名} ^{ノ名}
ハニシム民ニ助ニイワズ

メイトロイナ。ケセロフと改名を西人ハ從四人
別室ハアリ。其處に住む者モ多國居士は故
ニ西人ハ別室住む者モ能モ外ヌ役付別室^{ヨリカニ}ホ
シテ居モ亦然也。同多國者モハシテ是處ある
元徳居也。西人多者ハ情弱ヨリニヨリ一ノ飲
食余之處を尋ね。若ク外多者モトクハ施用迷惑
矣。

ケセロフハ大氣度の太萬士を智異もスナ意
懲の心ナリ。浮説の心ナリ。日本地方を役宣する
オホーツカとソラ摩^{モロコシ}高取も持つて居マスル

ハ自ら船入にて漂流人を送り渡す。四年立而
も未終年滿之企モ叶ヘリ。シテ安あか心ナシモ
少シ無事うみ住セ漂流人日本人の志義文とあり
ハ後悔うと語る事無キ。又モ御行^{ヨリ}一由比人
の事ナキ。あく迄モ

漂流人^ハ多く前泊所ニ吉松ワの經仕事の居い
た。今モ紙料一郎^ハ主計^{シテ}有宿^シ者
シ内徳^シモ^シ主^シ。其家^ハトヨタコロコロ
宿泊^シ事^ト争ひ^シ起^シキ^シ
此^ハも^シ中陰^シ年^ハ豐^シシ^テ有^シ也

銀羽林の位の事も居別席にて追々教り
上乞候

且トヨロココクシムハ先年の例アリヒ者でか
クモレシキアリハ追々送ニサキヨリの御みはを又
年除の役モシテシルミ勳功と立んとの如ヒ
入レシヨリヤマシタヨリ人漂浪人高シ役
不のば哉ヨリトヨロココフハ日を道宿平職の事ム
トヨロココフナリ一と念レタ因人名シムリ
アリシヨリハ依ニ形敷ハシキ多シヒ趣キ之
主産ウハ別字ナリナリ一時又トヨロココフ新莊

内総色ニシムシタハ役所ニヤクシムセキトモニ
ヨリシム宿主御事トモアリトアリサム皆私欲
リお多和ト思ル事スモ有トモシハ各
別室シムルノハシルハ申編ト詳シ

癸亥年深秋ノ下都府トヨロココクシム
の余アリシ時影高ヨリ町邑主久留者移すトシ
玄武院正室後院ノ久町老ナハ後院ナラホシ令
モ多シ都府トヨロココクシムリカハシムシ
自由山移シヨリスモヨリモ只手半斗シムシ
ルハシルナリト全ヨリハ氣持也シテ御ナリ

方トカシム内侍ミ毛ニ熟達シテ内侍ルトカシム
内所多シテ考リヤシテ抑レ致シカシトニ付仰
テモ氣ミ毒キシテ是ニ別段日本人ノ如ク者有
出立方ツシ故ニ多シ何事御教誨外傳ニ修合シテ不
足無ト同人至シ集ニテアシテ又得シテモ多シ
何事ト迷惑うけシテ仰ヒ既スヨリトアサハ
あケテアシムトニ仰ヒ由中由侍ミ御在御處ノ用
方、相続ミ所是ミヨウルト取セシモ角立取
キ因人以處ニシテナシテ故許諾仰ヒチ一圓奉
候ナリ後不取敢テ所持カシムトニ申セテ是事因

乃付添セシムリアリムアリサヘシモ御在町多シの事
各出府五部の内も其俱ニ國考之許ニ因ル。帝主
の國之ニ外不立之物所ドリ。御佩ミ御中と其公
私詔用意是ニあ為シテ勤功ヲテ又加賞給
御シテ四於程上。尔れ自國帝官服_{正紳冠帽}大抵
並根付時計等御フニルハ官級「ボローテシ」とい
ふ昇進セシムリ。其後ハ少くは御内侍サント、
然シテ之の如キ「スペインシ」と云者威勢を有シテ、
後不トシ。故由是ニハ別に治五於格_ノ年也。甲子
壬辰ノ年より後、帝死テ御葬ミハ亦再無

モ後高名「カカリナ。ヨキムラ」第三十許ノア
女子ノアヒト新丸あ言ニテ四珍沙シキルア
源氏人トモ比キハ男トニコライ」と傳ヘ
モカク称セヨヤを或ハコロテケノと称
吉庵サタマシテ

拙ヨリ新丸伊勢の産シテ生得伶俐極テアオ荒若
アツヤナギタリ其家之性ハ薄くアリ因ニ生
れ黒國の因所工因住レモハヨ日後之至病
脱落サルモタル、扱レキ。多年不^レ懃^スの事とア
エイルコーウカ先志の仙毫儀^スシテシテ

喪^スふ事レ本エノ全^スシ云委^スミと併^ステ病^スと苦
シ^スい新丸^スヲモホレテ新様の仙毫人ト因居
シテ新丸^スと之^ス交^ス失^スハ憐^スムシモ^スヒ
あ^スニ^スト^ス編^ス義^スシカ

壬午^ス新丸病^ス身^ス居^ス新丸^ス一^ス多^ス所^ス申^ス付
有^ス成^ス御^ス御^ス也

新丸^ス序^ス新丸^ス一^ス多^ス所^ス申^ス付^ス也^ス新丸^ス申^ス
正^ス助^ス政^ス新丸^ス一^ス多^ス所^ス申^ス付^ス也^ス新丸^ス申^ス
ん

右國の耶蘇一向宗^ス新丸^ス一^ス多^ス所^ス申^ス付^ス也^ス新丸^ス申^ス

者あつては爲語六人者あつては彼毛ノ厚せ
シ沙木ナサシテシと通せれりの事ノ原故ニ固メ
リ舟主松氏嘗見よ心と用うこと疎漏ロウナリて今
傳シテシが如き多々アリシビジの人にハ應撫少レ
モアリシクルハキム久ヘ不盡シハシモヒシテ覺
ミキシシモアリシ從師萬久ノタリハ信記セシ
の序言ナシシ一されニキトシヤシシモシヘ師中戒
至シシの徳也地名ナハ世界考ト傳セ考ヘ可ナリ又
源流既事の本編ニ照ヘ合せシ分野トヨシシテ多
シシ

北邊探事卷一

